

弘中弁護士らが三浦さんの早期解放アピール

6月9日、一事不再理と共謀罪を考える院内集会

三浦和義さんが2月22日、サイパンで身柄拘束されてから100日以上経ちました。

日本の裁判で無罪判決が確定した人が、米国で同じ罪状で逮捕されるという不条理、その「逮捕状の有効性」をめぐる審理の間も保釈されず、身柄を拘束され続けるという異常な事態。これには「一事不再理」の原則がなぜ適用されないのかという問題、「犯罪」と「予備行為」を切り離して処罰する米国の「共謀罪」が大きく関連するとともに、日本政府の「邦人保護責任」の問題も問われています。

こうした異常な事態を打開し、三浦さんの早期解放を実現しようと、「三浦和義氏の逮捕に怒る市民の会」の呼びかけで6月9日午後、「一事不再理と共謀罪を考える院内集会」が衆議院第二議員会館会議室で開かれました。

集会では、ロス・サイパンの弁護士と連携して三浦さんの解放に取り組む弘中惇一郎弁護士、「一事不再理と共謀罪」の法的問題で積極的に発言してきた新倉修・青山学院大学法科大学院教授、1984年の「ロス疑惑」報道以来、メディアの「報道犯罪」を指摘・批判してきた浅野健一・同志社大学教授の3人が、それぞれの専門の立場から問題提起しました。

また、共謀罪反対運動に取り組んできた社民党の保坂展人衆議院議員も集会に参加、共謀罪をめぐる国会の議論の現状を紹介するとともに、三浦さんの身柄拘束問題に大きな関心を寄せていると話しました。

以下、3人の問題提起者の報告、保坂議員の発言を中心に、院内集会で行なわれた討論の概要を報告します（「三浦和義氏の逮捕に怒る市民の会」事務局・山口正紀）

「捜査共助」差し止め求め、行政訴訟 弘中弁護士

三浦さんとは電話で連絡をとりあっています。先週も話しましたが、「元気にやっている、落ち込んではいない」ということです。とりあえず、ロスには行かずにすみそうです。

日本では、いま三つの訴訟に取り組んでいます。

一つは、米国の捜査共助の要請に協力するな、という国を相手取った行政訴訟。これについては後で詳しく話します。

二つ目は、2月以来のマスコミ報道のうち、三浦さんのご家族に関して行なわれた報道に対する名誉毀損訴訟。三浦さん本人についても、将来やることになると思います。

三つ目は、監視カメラ訴訟。三浦さんがコンビニで万引きしたとして、監視ビデオの映像をコンビニの店主がテレビ各局に提供し、それが繰り返し放映されました。その監視カメラを製造したメーカーが、この映像をプロモーションビデオにして、会社の宣伝に使ったりホームページに載せたりしています。このコンビニ経営者とメーカーを5月19日、肖像権侵害で訴えました。6月16日に第1回弁論があります。

ロスのゲラゴス弁護士、サイパンのバーレーン弁護士とは、主に喜田村洋一弁護士が緊密に連絡を取り合っています。

ロスの審理は「一事不再理」が争点です。検察側は「本人がロスにいないので審理でき

ない」と言って、三浦さんの「ロス移送」を求めてきましたが、裁判所の判断は「移送の必要はない」ということになりました。

裁判所としては、日本の裁判記録を見たいということなので、その資料をこちらで作らなくてはならない。それで、「銃撃事件」「殴打事件」の一審・二審・最高裁あわせて6つの判決、各裁判の冒頭陳述の英訳作業に取り組んでいます。この作業がたいへんで、費用もかかりますが、6月中旬には英訳を終える見込みです。皆さんにはカンパをお願いして、もう200万円近く集まっているので、そうした活動に有効に使わせていただきます。

今後の見通しですが、6月16日に予定されていたロスの審理は、7月18日午後(日本時間19日午前)に延期になりました。判決文などの英訳を入手してから、ということです。

サイパンでは、ロス移送をめぐる審理は「ロスの審理の様子見」という状態です。弁護士側は保釈請求を出していて、その審理は次回6月19日です。われわれとしては、水面下でできることをすべてやっている、という状況です。

「日本政府は米国の捜査共助の要請に協力するな」という行政訴訟(5月30日、東京地裁に提訴)についてお話しします。原告は三浦さん、被告は国、法務大臣・外務大臣です。

【訴状の概要】(要約は山口)

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、殺人罪及び共謀罪に関してアメリカ合衆国から「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に基づく共助の請求がなされた場合、同条約5条1項の共助の実施または権限のある他の当局への当該共助の請求の送付をしてはならない。
- 2 被告は、殺人罪及び共謀罪に関してアメリカ合衆国から「国際捜査共助等に関する法律」に基づく共助の要請がなされた場合、同法3条の要請の受理及び同法5条各項に規定する措置をしてはならない。

第2 請求原因

- 1 当事者(略)
- 2 事実経過

原告はサイパン内の矯正局施設で身柄を拘束されており、現在サイパンの裁判所で、原告の身柄を米国カリフォルニア州ロサンゼルスに送るか否かについての審理を受けている。

原告は、カリフォルニア州の弁護士を弁護人に選任し、2008年3月20日、同州ロサンゼルス郡上位裁判所に対し、逮捕状の無効を求める申し立てを行なった。

内閣官房長官は、原告が逮捕された直後の2月25日に、仮に米国から共助の要請があった場合には、その受理並びにそれに基づく措置を行う意向であることを明らかにした。

- 3 「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」に基づく共助

法務大臣は、米国から請求を受けた場合には、被請求国の中央当局として、請求された共助を速やかに実施し、または当該共助の実施のため権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付することとされている(条約5条1項)。

上記のように、共助条約に基づき中央当局が実施する「共助」は、対象者に犯罪の嫌疑があることを前提とし、この者を有罪とするための措置である。

他方、原告については、殺人罪について最高裁の決定によって無罪が確定しているのであり、法務大臣を含む日本の行政府、立法府、司法府が、無罪を前提としない行為をする

ことは許されない。

法務大臣が共助条約に基づいて共助の実施等をするには、最高裁の決定によって確定した無罪に反し、原告に殺人罪ないし共謀罪の嫌疑があることを前提とする行為をすることにほかならないから、これは三権分立の制度をとり、一事不再理をうたった憲法秩序に反するものである。

すでに日本において無罪が確定している原告について、同一の被疑事実が存在することを前提として日本の行政庁が行うことは許されないのであるから、法務大臣は共助条約に基づく請求があっても共助の実施等をするにはできない。

なお、原告は殺人未遂罪については有罪となっているため、これに関する共謀罪について共助の実施等を行うことができるかどうかの問題となりうる。

カリフォルニア州では、2004年前に確定した外国判決があるときには一事不再理が適用されていた。2004年改正法の適用以降は、外国判決を受けた事件は一事不再理の適用外とされたが、刑罰不遯及の原則からして、この一事不再理の排除を本件に適用することはできない。原告が捜査共助の対象とされた行為について有罪とすることはもちろん、起訴することも許されないことは上に述べたとおりであるから、法務大臣は、殺人未遂に関する共謀罪に関しても捜査共助の実施等を行うことはできない。

4 「国際捜査共助等に関する法律」に基づく共助

国際捜査共助法2条は、共助を行うことができない場合を規定している。本件で問題となるのは、2号の「共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものではないとき」である。

共謀罪については、そこに記載された共謀の内容及び外的行為を見れば明らかとなり、ここでいう「共謀」は、「共謀共同正犯」として起訴、審理された原告に対する殺人未遂事件及び殺人事件において、すでに審理されたものであり、特に殺人事件との関係では無罪判決が確定している。

以上のとおり、原告に対する殺人事件との関係では、殺人罪についても、共謀罪についても、すでに無罪が確定しているのであるから、2条2号を適用ないし準用して、共助対象にならないと解すべきである。

仮に、本件が国際捜査共助法2条2号に該当しないとしても、少なくとも本件が同法5条1項の「要請の応じることが相当である」に該当しないことは明白である。

殴打事件についても銃撃事件についても、わが国の裁判所で十分な審理が行われて最高裁で確定し、殴打事件については刑の執行も終わっているものである。これについて、あらためて刑事裁判に処すべき合理的理由は考えられない。

しかも、いずれの事件についても、米国捜査当局が捜査及び公判活動に積極的に協力、関与してきたものであり、米国当局として容認できないような捜査活動、立証活動がなされたものではない。最高裁の決定及びこれらが維持した下級審の判決は、米国当局によっても公正なものと評価されるべきものである。

さらに、これらの事件については、発生から27年近い歳月が流れており、わが国の公訴時効を適用すれば立件できない事件である。米国は日本とは別個の時効制度を有しているであろうが、わが国において、そのように過ぎ去った事件を過去のものとして平穏な生活を送っている日本人関係者について、今の段階になって新たに事件について証言を求めた

り、資料の提供を求めたりすることが不相当、不相当であることは明白である。

しかも、原告について、一事不再理の適用があることは上に述べたとおりである。

以上を総合すれば、本件が国際捜査共助法5条の「要請に応じることが相当である」の要件を欠いていることは明白である。

5 差し止めが認められるべきこと

共助条約及び共助法に基づく法務大臣、外務大臣の行為は、刑事法に基づき、日本の裁判を実施するための行為ではないから、その行為はすべて行政庁としての行為であり、刑事手続きの一環ではない。

法務大臣または外務大臣が共助条約に基づく共助の実施等を行うこと、または国際捜査共助法に基づく米国の捜査共助の要請を受領し、あるいは同法5条各項に規定する措置を行うことは、これらの行政機関が、最高裁の確定判断に反して、原告を刑事事件の被疑者として取り扱うに等しく、原告の名誉権を著しく毀損する。これは、すでに日本で無罪が確定しているにもかかわらず、それとまったく相反する社会的評価の低下を受けることを意味する。

このような著しい不利益が、特定の個人である原告に発生する以上、法務大臣または外務大臣の上記各行為に処分性があることは明白である。

訴状を見ていただくとわかるように、捜査共助には、米国との共助条約に基づくものと国際捜査共助法に基づくものの二通りあります。

共助条約に基づく共助は、犯罪の嫌疑があることが前提であり、本件は無罪が確定した事件だから、法務大臣が無罪を前提としない共助行為を行うことは許されないこととなります。また、その共助行為は憲法の一事不再理にも反するわけです。

国際捜査共助法に基づく共助については、共助法には「共助できない場合」として「日本国の法令によれば罪に当たるものではないとき」とされています。無罪が確定した本件はそれを適用して、共助対象にはならないと解すべきです。また、本件は、共助に関する「要請に応えることが相当である」にも該当しない。無罪確定した事件で今ごろ、捜査協力の要請に応じる相当性があるとは考えられません。

捜査協力は、法務大臣・外務大臣の行政行為なので、行政訴訟の対象になります。無罪が確定した事件でも身柄を差し出すことができるのか、憲法問題にもなってきます。

町村官房長官は、サイパンでの身柄拘束後、「捜査協力の要請があったら考えたい」と言っています。その後、ジミー佐古田たちが来日して、法務省と打ち合わせしたようです。そうした点で、日本政府の捜査協力を差し止めることには緊急性があります。

政府が、この問題をどう責任を持って受けとめるのか、裁判の場できちんと論争したい。少なくとも、政府の対応に関して、この提訴は抑止効果はあるだろうと思っています。7月8日に第1回弁論が開かれるので、注目してください。

日本の裁判も、実質的に「共謀」を判断した 新倉教授

まず一事不再理をどう考えるか、について話します。

カリフォルニア州法の「他国で判決があった場合、一事不再理の適用を認める」という規定が2004年に削除されて、外国で判決が確定した事件でももう一度米国で立件できるこ

とになりました。しかし、法改正前、04年以前の事件にもそれが適用できるのかどうか。

「遡及して処罰することを禁止する」という法の大原則があります。04年以前の行為に遡って改正法を適用するのは、「不利益変更の禁止」原則に反するわけです。改正法が遡及適用されるのであれば、ロスでの審理は、簡単に結論が出ると思います。そうではない状況と思われるので、改正法は遡及適用しないということは認められるでしょう。

次に、共謀罪の問題をどう考えるか。日本で確定した無罪判決の中に、共謀罪が判断対象として含まれているのかどうか。米国では「共謀」は別の事件だから起訴できるという主張があり、中央大の藤本哲也教授は、新聞でそんなコメントをしていました。

名城大学の小早川義則教授が書かれた『共謀罪とコンスピラシー』（成文堂）というたいへん高価な本を買って勉強したのですが、アメリカでは、共謀は「実現した犯罪とは別の犯罪」という考え方があります。三浦さんの事件で言えば、殺害と共謀の二つを別の事件に分けて扱う。ここから、日本で殺害について無罪判決が出ても、アメリカでは共謀については手つかずだから、という考え方が出てくる。検察はその主張をしていると思います。

それに対して、日本の裁判、確定した判決の中で、共謀に関しても実質的な判断がすでにされているから、無罪判決は共謀にも及ぶという主張があります。

ロス警察の逮捕状の罪名は、殺人と共謀罪で20項目の表顕行為（overt act）が挙げられていて、その中に元女優との共謀などが入っている。しかし、日本の裁判では、氏名不詳者との共謀共同正犯についても審理され、それが無罪判決で否定されたわけです。この「共謀」の部分が、共謀罪と重なる。ロスの弁護士は、その主張をしているのではないかと思います。

この「共謀」に関して、日本の裁判でどのように審理されたのかという点が重要であり、ロスの審理は、その判断材料を得るのに手間がかかって、16日の審理も7月に延期になったようです。

いずれにしても、国際人権規約に定められた一事不再理、被告人の権利を無視した判断はできないはずですが、もし、ロスの審理で三浦さんの主張が認められなくても、上級審に訴える理由もある事件です。勝ち目は十分にある、と思っています。

問われる「ロス疑惑報道犯罪」の再犯 浅野教授

24年前の「ロス疑惑」報道で、日本のメディア状況、事件報道のルールは大きく変わりました。その特徴は、第一に、テレビが主役になったこと、第二に警察の動きを待たず、「疑惑」だけで実名報道したこと。公人でもない一般市民を実名で書くことが、初めて堂々と行なわれた。それが、調査報道として行なわれ、メディアはそれが許されると主張した。私は、こんなものは調査報道ではないと批判してきました。

今回の逮捕報道でも、元警視庁捜査幹部がテレビに出てきて「マスコミが動いたから逮捕した」と言っています。最初は週刊誌、テレビ、読売、産経、最後には朝日、共同、NHKと全マスコミが「疑惑」報道に加わって、「逮捕しないと世間が収まらない」状況が作られました。その点で、今回の身柄拘束にも、メディアは大きな責任があります。

報道で、三浦さんに対する予断と偏見が作られた。無罪判決が出てもそれが消えない。死刑再審無罪の免田栄さんについても、今でも犯人だと思っている人が多い。いったん報道されると、そのイメージを消すのはほんとうに難しい。それで、きょうの集会も、三浦

さんの名前を集会名に出せなかった。林眞須美さんも同じです。メディアによって犯人イメージが刷り込まれています。

日本社会は、外国で捕まった人の人権について、それがだれであれ適正手続きがとられなければならない、という考え方をしない。イラクで人質になった 3 人に対するバッシングと似ています。政治的な主張をする人は守られない。こういう日本の自己責任バッシングは当時、世界中から非難されました。

日本政府は、日本のパスポートを持つ人に対する不当な拘束に抗議しない。今回の拘束は、米国憲法、国際人権規約にも反しています。アメリカの人権感覚は、三浦さんやアルカイダには適用しないのか。そのことを米政府に対して主張していくべきだと思います。そうして一日も早く保釈させる。そんな世論を作らなければならない。

メディアの記者たちは、高裁の無罪判決を読むべきです。高裁判決はメディアの犯罪についても詳細に展開しています。

アメリカ国内では、どう報道されているか。ロサンゼルスタイムズが電子版でニュースにしましたが、これはロスの日本人社会の一部の人たちが動いた結果だと思います。米国内では、ほとんどイシューになっていません。米国の世論に訴えていくことも必要です。

私は今回の「ロス疑惑報道の再犯」について、2月24日以来のテレビ報道を全部集めて検証しています。共同通信、朝日新聞をはじめ、ほとんどのメディアが、身柄拘束直後に「新証拠がある」という報道をしました。いずれ、訴訟の対象になるでしょうが、早く訂正した方がいいと思います。

以上3人の報告・問題提起のあと、保坂議員や集会に参加した約30人の市民も加わり、次のような質疑討論が行なわれました。

保坂議員 これまで共謀罪をとめようとしてきた立場から、今回の三浦さんのことはとても気になる事件です。共謀罪は去年の参院選で野党逆転で棚上げ状態になっていますが、水面下では何とか通したいという人たちの動きもあります。少年法「改正」も与野党の拙速修正で通しました。こういう形でやられることも考えておく必要があります。

共謀罪には強い反対運動がありますが、根底的なところでは依然、問題は未解決です。この間、アメリカが国際組織犯罪条約を批准するにあたって条約5条を一事留保していたことが明らかになりました。日本政府は、これまで条約に忠実な法整備が要求されているとして共謀罪を提案したわけですが、アメリカの対応を見ても、新たに共謀罪を作らなくても条約を批准できることがはっきりしたわけです。しかし、メディアでは、このことがあまり報道されず、議論が深まっています。

今回、三浦さんの身柄拘束はアメリカが舞台です。共謀罪の議論にとっても、三浦さんの事件は大きな問題になってくると思います。

参加者 三浦さんの件で、アメリカでは共謀罪が問題になっているとのことですが、日本の裁判でも「共謀共同正犯」ということで、共謀についてもかなり審理され、判決でも言及されていると思うのですが。

弘中弁護士 殴打事件、銃撃事件、どちらの裁判でも「共謀の事実」、それに基づく「実行の事実」について、それぞれ審理されています。その点でいうと、今回の共謀罪の問題は明らかに日本の裁判とだぶっている。ロスのゲラゴス弁護士も、そう主張しています。

今回の逮捕状に書かれた事実関係は、すべて日本の裁判で出てきています。

参加者 今回の対応について、法務省への抗議はしないのですか。

弘中弁護士 さきほどお話したように、抗議するだけでは無視されてしまうので、裁判を起こしてきちんと論戦しよう、と考えています。

保坂議員 日本の共謀共同正犯に比べて、アメリカの共謀罪は、かなり幅が広い。日本でも共謀罪が作られたら、今回のようなことが起きる可能性があるかもしれません。

新倉教授 日本の共謀共同正犯では、実行行為が必要ですが、アメリカの共謀罪では、実行行為がなくてもいい。不法な合議をしたと認定されれば、それだけで犯罪になるわけです。たとえば、犯行用に車を借りたとか、ホテルをとったとか、共謀を裏付ける事実があれば共謀罪に問えるということでしょう。

浅野教授 この問題を国会で取り上げてほしい。国は海外で身柄拘束された邦人を保護すべきだという声を高める必要があります。そのためにも、ぜひ国会質問で取り上げて議論し、関心を高めてほしい。

山際永三さん きょうは、院内集会に集まってお話しいただき、ありがとうございました。三浦さんのご家族は団結してがんばっています。メディアの取材攻勢の問題があって、まだきょうのような公の席には出られませんが、「皆さんの支援、多額のカンパに感謝していますと伝えてください」と伝言を受けてきました。今後、市民の会ではホームページに英文資料も載せて、世界にアピールしていこうと思っています。よろしくお願いします。